

論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞の選考等に関する細則

(規定事項)

第1条 この細則は、論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞を選考するにあたっての基準、方法等に関する事項を規定する。

(受賞候補者)

第2条 技術賞やフロンティア賞を授与されるものは、当該業績に関与したものであって、2者以上の正会員および学生会員や2団体以上の賛助会員にまたがることを妨げない。また、受賞者は会員に限り、その筆頭応募者が賛助会員の場合、共同応募の法人等は賛助会員でないことを認める。

2. 論文賞の受賞者は当該論文に関与したものであって、2者以上の正会員および学生会員にまたがることを妨げないが、論文の第1著者は正会員または学生会員でなくてはならず、また、受賞者は会員に限る。
3. 博士論文賞の受賞者は当該論文を作成したものであって、正会員または学生会員でなくてはならない。

(推薦書の提出)

第3条 推薦者は、所定の様式による推薦書1部を作成し、募集要項に定める応募期限までに選考委員会に提出する。

2. 前項の提出の際、当該業績に関する参考資料を添付することができる。
3. 選考書類に著しく不備がある場合は、原則として欠格とする。ただし、その判断は、委員会による審議の結果を受けて行う。

(選考基準)

第4条 選考にあたっては、次の項目について評価する。

論文賞: 独創性、独自性あるいは先駆性

技術賞: 汎用性、発展性、応用性あるいは他への影響度

フロンティア賞: 開拓性、新規性、独創性、発展性

博士論文賞: 課題の明確化、従来研究のレビュー、研究の進歩性、結果の検証、記述のクオリティ (ISRM By-law No. 7 に示された Rocha メダルの5つの評価項目)

(受賞候補数)

第5条 受賞候補数は、原則として論文賞2件以内、技術賞2件以内、フロンティア賞1件以内、博士論文賞1件以内とする。但し応募数、内容等により変更することができる。

(受賞候補の決定)

第6条 受賞候補の決定は、別に定める論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞候補の選考基準による。

(賞状等の授与)

第7条 受賞者には、賞状と盾を授与する。

2. 1件の受賞者数が2を越えるときは、その越えるものについて盾を有償とすることができる。

(実施期日)

第8条 この細則は、平成16年6月15日より実施する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、委員会において行うことができる。ただし、改廃の内容と経緯は、理事会に報告しなければならない。

| | |
|-------------|----------|
| 平成16年6月15日 | 制定 |
| 平成21年3月18日 | 選考委員会 変更 |
| 平成21年4月27日 | 理事会 報告 |
| 平成22年3月19日 | 選考委員会 変更 |
| 平成22年5月14日 | 理事会 報告 |
| 平成24年10月4日 | 理事会 変更 |
| 平成25年1月29日 | 選考委員会 変更 |
| 平成25年3月22日 | 理事会 報告 |
| 平成26年1月23日 | 選考委員会 変更 |
| 平成26年3月18日 | 理事会 報告 |
| 平成27年11月18日 | 選考委員会 変更 |
| 平成28年3月31日 | 理事会 報告 |
| 平成28年10月3日 | 選考委員会 変更 |
| 平成29年3月16日 | 理事会 報告 |
| 平成30年3月23日 | 選考委員会 変更 |
| 平成30年3月30日 | 理事会 報告 |
| 令和4年12月17日 | 理事会報告 |